

令和6年7月24日

高齢福祉課長 } 様
障害福祉課長 }

感染症対策推進課長
生活衛生課長

新型コロナウイルス感染症発生時における「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」の運用の徹底について

社会福祉施設等内における新型コロナウイルス感染症まん延防止策については、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」（平成31年3月20日付け保医第1701号及び生衛第974号保健医療課長及び生活衛生課長通知の別添。最終改正：令和6年3月21日。以下「マニュアル」という。）に基づき、御対応をお願いしているところです。

現在、岐阜県の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、令和6年第28週（7/8～7/14）時点で定点あたり11.55と感染拡大傾向にあり、施設内におけるクラスターの発生が懸念されています。

つきましては、引き続き当該感染症発生時の迅速な対応と報告の取り扱いについて、マニュアルを遵守していただけるよう関係施設に周知願います。

岐阜県健康福祉部	
感染症対策推進課感染症対策第一係	中村、伊地田
TEL 058-272-1111（内線 3335）	
生活衛生課食品指導係	山田、松岡
TEL 058-272-1111（内線 3419）	